

令和4年12月26日
防 衛 省

海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案の懲戒処分について

海上自衛隊における特定秘密等漏えい事案について、令和4年12月26日付で懲戒処分を実施したのでお知らせします。

- 海上自衛隊幹部学校（当時：情報業務群司令）
1等海佐 井上 高志 **「免職」**
（情報保全に関する違反／秘密漏えい等）
- 海上自衛隊幹部学校（当時：自衛艦隊司令部情報主任幕僚）
1等海佐 50歳代 **「停職5日」**
（職務上の注意義務違反）
- 退職（当時：自衛艦隊司令官） **「減給2月1／6」相当**
（指揮監督の義務違反）
- 退職（当時：海上幕僚長） **「戒告」相当**
（指揮監督の義務違反）

【備 考】

既に退職している当時の自衛艦隊司令官に対し、在職中の規律違反行為が懲戒処分に相当すると認められることから、減給相当額の自主返納を要請する。

(以 上)